

令和8年4月1日(水)から



介護保険事業者の

指定・更新等手数料を改定します

サービス種別	手続き内容	改定前(円)	改定後(円)
居宅サービス	指定申請	15,000	15,700
	指定更新申請	9,000	9,550
介護予防サービス	指定申請	5,000	5,400
	指定更新申請	3,000	3,400
介護老人福祉施設	指定申請	30,000	31,600
	指定更新申請	15,000	15,700
介護老人保健施設	開設許可申請	63,000	65,700
	変更許可申請	33,000	34,800
	許可更新申請	15,000	15,700
介護医療院	開設許可申請	63,000	65,700
	変更許可申請	33,000	34,800
	許可更新申請	15,000	15,700

- 令和8年4月1日申請分から適用します。
(持参の場合は「持参の日」、郵送の場合は「消印の日」をもって判断します)
- 手数料の納付方法はこれまで通り大分県収入証紙による納付に限ります。
- 本内容は大分県が指定・許可を行う事業所が対象です。申請先が大分県以外の施設およびサービスの手数料についてはそれぞれの申請先(市町村)にお問い合わせください。
- 介護保険法に基づく各種申請・届出等の詳細は、以下の県ホームページをご参照ください。
【URL】 <https://www.pref.oita.jp/site/144/kyokasinsei.html>



お問合せ先 大分県 福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話:097-506-2684 メール:okhosyu@pref.oita.lg.jp